

感感発 0501 第 12 号
令和 8 年 5 月 1 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

「ウエストナイル熱の早期流行予測のためのカラス等の死亡鳥類調査
の実施について（依頼）」の一部改正について

ウエストナイル熱の海外からの侵入リスクに対しては「ウエストナイル熱の早期流行予測のためのカラス等の死亡鳥類調査の実施について（依頼）」（平成 15 年 1 月 30 日付け健感発第 0130001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「早期流行予測通知」という。）や「ウエストナイル熱の早期流行予測のためのカラス等の死亡鳥類調査に関するシステムの変更について」（平成 30 年 3 月 30 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）等により対応をお願いしているところです。

今般、これまで死亡動物の調査において使用されてきた「死亡動物調査システム（Dead Animal Surveillance (DAS) システム）」を廃止し、令和 8 年 3 月より運用を開始した「人獣共通感染症病原体監視システム（Zoonotic Agents Surveillance System (ZAS))」に完全移行することを踏まえ、早期流行予測通知を別紙のとおり改正することとしましたので、その内容を了知の上、関係機関等への周知等について特段の配慮をお願いいたします。

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>健感発第 0130001 号 平成 15 年 1 月 30 日 <u>一部改正 令和 8 年 3 月 16 日</u> <u>一部改正 令和 8 年 5 月 1 日</u></p> <p>各 { 都道府県 保健所設置市 特別区 } 衛生主管部(局)長 殿</p> <p>厚生労働省健康局結核感染症課長 (公 印 省 略)</p> <p>ウエストナイル熱の早期流行予測のためのカラス等の死亡鳥 類調査の実施について(依頼)</p> <p>標記調査については、下記のとおり調査を実施すべく、別 添の実施要領を取りまとめましたので、貴自治体においても 関係部局と調整の上、調査への参加についてよろしくご協</p>	<p>健感発第 0130001 号 平成 15 年 1 月 30 日 <u>(令和 8 年 3 月 16 日一部改正)</u></p> <p>各 { 都道府県 保健所設置市 特別区 } 衛生主管部(局)長 殿</p> <p>厚生労働省健康局結核感染症課長 (公 印 省 略)</p> <p>ウエストナイル熱の早期流行予測のためのカラス等の死亡鳥 類調査の実施について(依頼)</p> <p>標記調査については、下記のとおり調査を実施すべく、別 添の実施要領を取りまとめましたので、貴自治体においても 関係部局と調整の上、調査への参加についてよろしくご協</p>

力、ご対応いただくようお願い致します。

記

1～3 (略)

4 調査結果の厚生労働省への連絡等

(1) 「人獣共通感染法病原体監視システム」(ZAS : Zoonotic Agents Surveillance System)にウェブサイト上で入力することにより連絡を行う

(2) (略)

別添 1

ウエストナイル熱の早期流行予測のための死亡鳥類調査 (実施要領)

厚生労働省健康・生活衛生局 感染症対策部 感染症対策課

力、ご対応いただくようお願い致します。

記

1～3 (略)

4 調査結果の厚生労働省への連絡等

(1) 「人獣共通感染法病原体監視システム」(ZAS : Zoonotic Agents Surveillance System)にウェブサイト上で入力することにより連絡を行う

引き続き、「死亡動物調査 (DAS : Dead Animal Surveillance) システム」での入力は可能だが、今後は ZAS に移行していくため、改めて、ZAS の新規登録や本システムを利用した調査結果の入力についてご協力いただきたい

(2) (略)

別添 1

ウエストナイル熱の早期流行予測のための死亡鳥類調査 (実施要領)

厚生労働省健康・生活衛生局 感染症対策部 感染症対策課

1 はじめに

1999年に北米大陸に出現したウエストナイル熱等の海外からの侵入リスクに対しては、感受性の高いカラス等の死亡動向を監視することが優れた流行予測手法であることが確認されており、我が国では長年サーベイランスを実施してきた。今般、これまで死亡動物の調査において使用されてきた「死亡動物調査システム (Dead Animal Surveillance (DAS)システム)」(旧: Dead Birds Sighting Report (DBSR)システム)の改修を行い、従来の死亡動物報告機能に加え、これらの病原体検査情報(現在は重症熱性血小板減少症候群(SFTS))と死亡鳥・死亡動物の監視情報(ウエストナイル熱等)を一元的に集約・管理し、関係機関で迅速に情報を共有するため、「人獣共通感染症病原体監視システム(ZAS: Zoonotic Agents Surveillance System)」を新たに構築した。

本要領は、ウエストナイル熱の早期流行予測のための死亡鳥類調査について、ZASを用いた新たな運用体制に基づくものである。

2～6 (略)

1 はじめに

1999年に北米大陸に出現したウエストナイル熱等の海外からの侵入リスクに対しては、感受性の高いカラス等の死亡動向を監視することが優れた流行予測手法であることが確認されており、我が国では長年サーベイランスを実施してきた。今般、これまで死亡動物の調査において使用されてきた「死亡動物調査システム (Dead Animal Surveillance (DAS)システム)」(旧: Dead Birds Sighting Report (DBSR)システム)の改修を行い、従来の死亡動物報告機能に加え、これらの病原体検査情報(現在は重症熱性血小板減少症候群(SFTS))と死亡鳥・死亡動物の監視情報(ウエストナイル熱等)を一元的に集約・管理し、関係機関で迅速に情報を共有するため、「人獣共通感染症病原体監視システム(ZAS: Zoonotic Agents Surveillance System)」を新たに構築した。

本要領は、ウエストナイル熱の早期流行予測のための死亡鳥類調査について、ZASを用いた新たな運用体制に基づくものである。

2～6 (略)